

○試験欠席者の成績評価について

〔平成8年2月7日〕  
〔第16回教授会〕

試験を欠席した者（茨城県立医療大学履修規程（以下「履修規程」という。）第8条に規定する試験欠席を除く。以下「欠席者」という。）については、次により取り扱うこととする。

- 1 履修規程第4条第2項の規定により履修申告書提出後の申告内容の変更は認めていないことから、欠席者についても成績評価を行う。この場合においては、欠席者の当該試験の得点は0点とする。
- 2 成績評価については、履修規程第6条に規定するとおり試験の結果及び受講状況等をもとに総合的に評価する。
- 3 この取り扱いは、履修申告をした後、茨城県立医療大学学則第37条及び第40条から第43条の規定により休学、転学、留学又は退学した者若しくは除籍となった者については適用しない。